

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

(1) 業務名

徳島県立博物館収蔵資料の移動式燻蒸車でのガス燻蒸業務

(2) 業務内容

徳島県立博物館が収蔵する動物・植物標本、民俗・考古・歴史資料等を移動式燻蒸車に設置されたコンテナ内で燻蒸処理を行う。

（詳細は「移動式燻蒸車での燻蒸業務仕様書」に記載のとおり。）

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1) 必要な資格

次の①～⑥のすべてに該当する者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- ③ 公益財団法人文化財虫菌害研究所の会員資格を有していること。
- ④ 作業者として、文化財虫菌害防除作業主任者、労働安全衛生法の定める特定化学物質等作業主任者及びヴァイケーン技術研修の修了者の資格を有する者を雇用しておりこの入札に係る業務に配置できること。
- ⑤ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。

(2) 資格審査の申請の方法

2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県企画総務部管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類及び本入札説明書を添付して令和7年11月6日（木）午後5時までに、次に示す提出場所へ提出しなければならない。なお、申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話 088-621-2067

ファクシミリ 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

徳島県ホームページから無料で交付する。

4 入札についての問合せ等について

(1) この入札についての問合せ先

所在地 徳島県徳島市八万町向寺山
所属名 徳島県立二十一世紀館 総務担当
電話 088-668-1111 (代表)
ファクシミリ 088-668-7196
電子メールアドレス nijuisseikikan@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問合せについての受付期間等

問合せについての受付期間は、令和7年10月31日（金）までとする。

問合せについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとし、ファクシミリによる場合は、「入札に関する質問書」（質問様式）を使用して問合せを行うこと。

問合せに対する回答は、徳島県ホームページに掲載する。

5 入札参加資格確認申請について

(1) 入札参加資格確認申請の手続き

本件入札に参加しようとする者は、入札参加資格の確認を受けるため、次の書類を提出期限までに提出しなければならない。

① 提出書類

- | | |
|------------------------------|----|
| (ア) 入札参加資格確認申請書 | 1部 |
| (イ) 公益財団法人文化財虫菌害研究所の会員資格証の写し | 1部 |
| (ウ) 文化財虫菌害防除作業主任者資格証の写し | 1部 |
| (エ) 特定化学物質等作業主任者資格証の写し | 1部 |
| (オ) ヴァイケーン技術研修の修了証の写し | 1部 |
- (ウ)、(エ)及び(オ)の書類については、2の(1)の④に該当する者の資格証の写し等を御提出ください。

② 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は書留郵便によることとし、封筒の表面に「徳島県立博物館収蔵資料の移動式燻蒸車でのごガス燻蒸業務に係る入札参加資格確認申請」と朱書すること。

③ 提出期限

令和7年11月6日（木）午後5時

持参の場合は、休館日（10月27日及び11月4日）を除く午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

郵送の場合は、令和7年11月6日（木）午後5時必着とする。

④ 提出先

〒770-8070 徳島県徳島市八万町向寺山
徳島県立二十一世紀館 総務担当

(2) 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

- ① 提出期限までに提出書類を提出しない者又は入札参加資格の審査の結果、入札参加資格が認められない者は、入札に参加することができない。

- ② 入札参加資格の審査に当たり提出された書類の返却はしない。
- ③ 県から提出書類等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ④ 入札参加資格の審査結果は、入札参加資格確認通知書により入札参加資格確認申請書を提出したすべての者に対し、令和7年11月11日（火）までに通知する。

6 入札手続等

（1）入札及び開札執行の日時及び場所

- ① 日時
令和7年11月21日（金）午後2時
- ② 場所
徳島県徳島市八万町向寺山
徳島県立二十一世紀館 会議室
- ③ 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の提出期間及び提出先
封筒の表面に「徳島県立博物館収蔵資料の移動式燻蒸車でのガス燻蒸業務に係る入札書在中」と朱書すること。
 - （ア）提出期間
入札参加資格通知後から令和7年11月20日（木）午後5時までに必着のこと。
 - （イ）提出先
〒770-8070 徳島県徳島市八万町向寺山
徳島県立二十一世紀館 総務担当

（2）入札の方法

「徳島県立博物館収蔵資料の移動式燻蒸車でのガス燻蒸業務一式の総価」で行う。

（3）入札書の作成、提出等（「入札書記載例」参照）

- ① 入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。
 - （ア）入札書には、入札金額、委託業務名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。
 - （イ）文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。
 - （ウ）「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。
「入札金額」は、「徳島県立博物館収蔵資料の移動式燻蒸車でのガス燻蒸業務一式」の総価を記載すること。
代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - （エ）「委託業務名」は、業務名を明確に記載すること。
 - （オ）「住所」及び「氏名」は、次により正確に記載しなければならない。
 - a 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。
 - b 代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並

びに代理人の住所、氏名を記載すること。

- ② 入札参加者は、入札業務、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。また、代表者又はその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、入札書を持参する者は必ず提示すること。

(1) の③に基づく郵送に当たっては、二重封筒による書留郵便とすること。内封筒に入札書を入れて厳封の上、氏名及び「徳島県立博物館収蔵資料の移動式燻蒸車でのガス燻蒸業務に係る入札書」と記載し、外封筒に「徳島県立博物館収蔵資料の移動式燻蒸車でのガス燻蒸業務に係る入札書在中」と**朱書**で記載すること。

- ③ 入札参加者は、その提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

(4) 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。ただし、郵便による入札をした者は、これに応ずる意思を有しないものとみなす。

再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

(5) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札
- ② 郵送による場合の入札であって、提出期間内に提出先に到着しない入札又は外封筒の表面に「徳島県立博物館収蔵資料の移動式燻蒸車でのガス燻蒸業務に係る入札書在中」(**朱書**)の記載がなく、入札書であることが確認できなかった入札
- ③ 記名のない入札
- ④ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
 - (ア) 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - (イ) 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの。
 - (ウ) 「委託業務名」で業務名の記載のないもの又は記載を誤ったもの。
 - (エ) 「住所」及び「氏名」の記載を誤ったもの。
- ⑤ 同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑥ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑦ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(6) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。開札に立ち会う入札参加者がいない場合は、本件入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(7) 落札

有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち合わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書（案）によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島県徳島市八万町向寺山

所属名 徳島県立二十一世紀館 総務担当

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については「Ⅱ 提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めらるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあってはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類一覧表

1 入札参加資格確認申請時

① 入札参加資格確認申請書	1 部
② 公益財団法人文化財虫菌害研究所の会員資格証の写し	1 部
③ 文化財虫菌害防除作業主任者資格証の写し	1 部
④ 特定化学物質等作業主任者資格証の写し	1 部
⑤ ヴァイケーン技術研修の修了証の写し	1 部

③から⑤までの書類については、入札説明書の2の(1)の④に該当する者の資格証の写し等を御提出ください。

2 入札書提出時

① 入札書 1 通

入札書を封筒に入れ「入札案件 徳島県立博物館収蔵資料の移動式燻蒸車でのガス燻蒸業務」を記載すること。

② 委任状（代理人が入札する場合） 1 通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3 再入札時

〔 持参の場合のみ。
郵便による入札をした者は、再入札に応ずる意思を有しないものとみなします。 〕

① 入札書及び封筒の予備 1 通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えてください。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

(質問様式)

入札に関する質問書

商号又は名称 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

「徳島県立博物館収蔵資料の移動式燻蒸車でのガス燻蒸業務」の入札に関する質問書を提出します。

質問年月日 令和 年 月 日

質 問 事 項	
1	
2	
3	

委 託 契 約 書 (案)

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委 託 業 務 名 徳島県立博物館収蔵資料の移動式燻蒸車でのガス燻蒸業務
- （2）委託業務の内容 別添の「移動式燻蒸車での燻蒸業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和7年11月21日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）とする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲の指示する様式による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（検査等）

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年11月21日

甲 徳島県
徳島県立二十一世紀館長

乙